

2022（令和4）年11月18日

厚 科 審 第 6 7 号

令 和 4 年 1 1 月 1 8 日

予防接種・ワクチン分科会長

脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会会長

福 井 次 矢



「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」等について（付議）

標記について、令和4年11月18日付け厚生労働省発健1118第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚生労働省発健1118第1号
令和4年11月18日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）第24条第1号及び第5号の規定に基づき、別紙1「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求めます。

別紙 1

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る定期の予防接種の対象者を拡大すること。

(第一条の三関係)

第二 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)

別紙 2

予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部改正

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の方法に、組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔を以て二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔を以て一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法を加えること。

第二 施行期日

この省令は、令和五年四月一日から施行すること。